

新規上場申請のための有価証券報告書

(I の部) の訂正報告書

株式会社 e s t i e

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の訂正報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 横山 隆介 殿
【提出日】	2026年10月20日
【会社名】	株式会社 e s t i e
【英訳名】	estie, inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 平井 瑛
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目 7 番 2 号
【電話番号】	050-1743-8018(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 C F O 上田 来
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目 7 番 2 号
【電話番号】	050-1743-8018(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 C F O 上田 来

1 【新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)の訂正報告書の提出理由】

2026年10月1日付をもって提出した新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)の記載事項のうち、「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 3 配当政策」及び「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」の記載内容の一部を訂正するため、新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報	1
第4 提出会社の状況	1
3 配当政策	1
4 コーポレート・ガバナンスの状況等	2
(1) コーポレート・ガバナンスの概要	2

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 号で示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

3 【配当政策】

(訂正前)

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益還元を検討していく所存でございますが、今後においても当分は内部留保の充実を図る方針であります。内部留保資金につきましては、更なる事業拡大、優秀な人材を確保するための資金等として有効利用してまいりたいと考えております。

当事業年度につきましては、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図るため、配当を実施しておりません。

なお、剰余金の配当を行う場合、中間及び期末配当を基本方針としており、中間配当の決定機関は取締役会、期末配当の決定機関は株主総会となっております。

(訂正後)

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益還元を検討していく所存でございますが、今後においても当分は内部留保の充実を図る方針であります。内部留保資金につきましては、更なる事業拡大、優秀な人材を確保するための資金等として有効利用してまいりたいと考えております。

当事業年度につきましては、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図るため、配当を実施しておりません。

なお、剰余金の配当を行う場合、中間及び期末配当を基本方針としており、中間及び期末配当の決定機関は取締役会となっております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

③ 企業統治に関するその他の事項

(訂正前)

h 取締役の選任及び解任の決議要件

取締役の選任及び解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

(訂正後)

h 取締役の選任及び解任の決議要件

取締役の選任及び解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

(訂正前)

i 株主総会の特別決議要件

会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、株主総会の円滑な運営を行うため、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款で定めております。

(訂正後)

i 株主総会の特別決議要件

会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、株主総会の円滑な運営を行うため、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款で定めております。